

令和2年5月29日召集

令和2年度5月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月29日(金) 午後1時55分から午後2時10分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	4番	原	平一			
委員	2番	羽入	一則	10番	帯瀬	和幸
	11番	曾山	茂	12番	伊藤	隆
	13番	阿部	源一郎	15番	阿部	信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤	秀子
	18番	田村	常一	19番	清水	昭

4. 欠席委員(8人)

	1番	野内	健一	3番	伊勢亀	裕二
	5番	塩原	信子	6番	知野	勉
	7番	堤	一郎	8番	小林	裕
	9番	平原	大悟	14番	高橋	潤一

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第20号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、お集まりですのでこれより始めさせていただきます。</p> <p>今月も新型コロナウイルス感染拡大防止対策として委員の数を減員して開催します。出席委員は、在任数19名の過半数となる11名です。</p> <p>それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p><あいさつ></p>
議 長	<p>ただ今から、5月定例総会を開会いたします。当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、5月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、12番 伊藤委員、13番 阿部委員を指名いたします。つづきまして、議案第20号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、提案いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第20号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。味方地区1件でございます。</p> <p>申請地は味方で転用目的は個人住宅建築敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表のとおり、申請地は「集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地」として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。なお、この議案第20号は調査委員会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>つづきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の17番 野澤委員から報告をお願いいたします。</p>
第2調査 委員長	<p>去る、5月26日 午後2時から第2調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。</p> <p>調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請1件です。資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人の方からおいでいただきました。申請地は味方で面積は401㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。</p>

す。申請者は、現在、実家で両親と共に居住していますが子供も生まれ手狭になったことから、妻の実家に隣接する義父名義の申請地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。

申請地は第1種農地に分類されますが、不許可の例外として「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議 長

事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。

これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議案第20号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、議案第20号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、報告事項に入ります。

一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

資料1、議案書2ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区5件、月潟地区1件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。

以上で、報告を終わります

議 長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。
その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議 長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、
5月定例総会を閉会いたします。
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 伊 藤 隆

署名委員 阿 部 源一郎